**平成２９年（フ）第３８号**
長野県大町市社5872番地８、開始決定時の住所長野県松本市野溝西３丁目５番20号
破産者　伊藤　清志
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第１２０号**
長野県松本市野溝西１丁目８番41号　ブレース矢沢Ｂ105、開始決定時の住所長野県松本市大字笹賀7099番地３
破産者　小笠原　明
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第４２０号**
栃木県宇都宮市中岡本町3718―９、開始決定時の住所栃木県日光市瀬川323―１　レオパレス雅Ⅲ　204号
破産者　中村　賢二
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５４６号**
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館508号、開始決定時の住所静岡市駿河区西島140―６
破産者　前田　國勝
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２８５号**
静岡市清水区折戸４丁目９番17―２号、旧住所静岡県藤枝市瀬古３丁目11番３号
破産者　洲崎理沙子（旧姓和田）
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３４３号**
静岡県榛原郡川根本町千頭1007番地の１
破産者　内野　博康
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３９５０号**
大阪府門真市千石東町１番19号　千石ハイツ305号、前住所大阪府門真市三ツ島６丁目１番11―603号
破産者　田中　敦夫
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４８９１号**
大阪府枚方市東中振１丁目20番14―502号
破産者　佃　　和明
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１６４号**
大阪市西区立売堀４丁目６番16号　501
破産者　寺嶋　蓮恩
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２号**
大阪市北区長柄東３丁目２番４―805号
破産者　橋岡　博和
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８８号**
大阪府豊中市上野東１丁目１番46―202号
破産者　平藪　　功
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８３６号**
大阪市住吉区苅田９丁目14番７―1101号
破産者　野口　政裕
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１７０号**
大阪府高槻市大字川久保40番地
破産者　岩谷千加美
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１７１号**
大阪府高槻市大字川久保40番地
破産者　岩谷　祐美
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１７２号**
大阪府高槻市大字川久保40番地
破産者　岩谷　龍一
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１６１５号**
大阪府吹田市寿町１丁目３番20号（303）
破産者　脇　　則和
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２４６号**
大阪市浪速区稲荷２丁目７番13―406号
破産者　阿曽　　喬
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２８２号**
兵庫県芦屋市山芦屋町10番５号　山芦屋マンション101
破産者　船越　保孝
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部